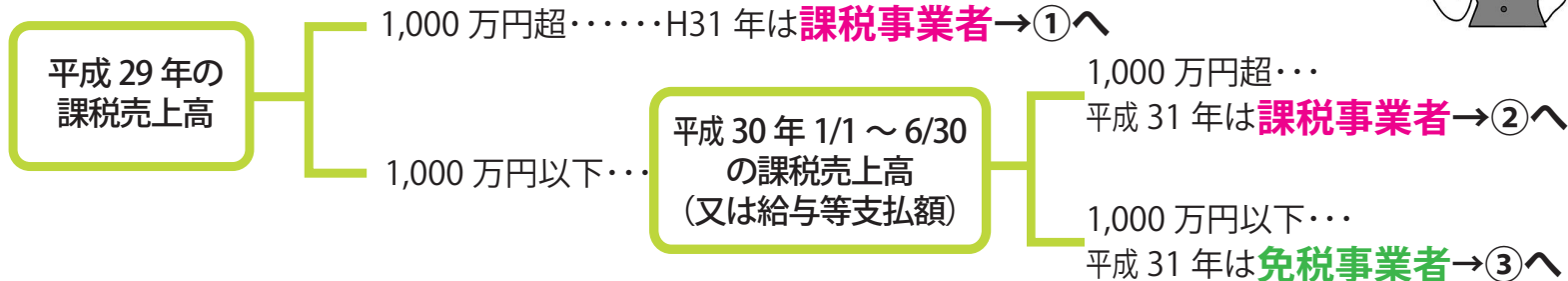
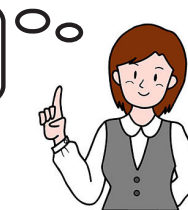


ワンポイント消費税

消費税の届出書の提出は
お済みですか？



①平成 29 年の課税売上高が 1,000 万円を超えたとき…

平成 29 年における課税売上高が 1,000 万円を超えた事業者は、「消費税課税事業者届出書 (基準期間用)」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

②平成 30 年 1/1 ~ 6/30 の課税売上高が 1,000 万円を超えたとき…

平成 29 年における課税売上高が 1,000 万円以下である事業者が、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合 (課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定した場合も含まれます。) には、「消費税課税事業者届出書 (特定期間用)」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

③平成 29 年の課税売上高が 1,000 万円以下となったとき…

平成 29 年における課税売上高が 1,000 万円以下となった事業者は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

詳しくは、税理士個別相談会をご利用ください。☎ 381-3101